

市の人口  
(10月1日現在)

世帯数  
13,222世帯 1世帯増  
人口  
男 23,562人 34人増  
女 24,236人 13人増  
計 47,796人 47人増

市報



発行: 石岡市役所

編集: 企画室広報公聴係  
印刷: 長谷川印刷所

10月号

— 295 —

## 石岡市民憲章

- しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
- きまりを守り、住みよいまちをつくります。
- からだをきたえ、明るいまちをつくります。
- 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
- たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。



石岡公共下水道第Ⅰ中継ポンプ場（完成予想図）

54年度  
一般会計補正予算  
歳入  
県支出金一千二十六万円、地方債六千六百八十万円、寄附金百万円、諸収入七千四百六十万円、繰越金一億五千四十三万円  
おりです。  
今回の補正で、二億一千八百万円を追加し、一般会計の予算額は、七十九億七千六百万円となりました。  
おりです。  
追加された主な内容は次のとおりです。

が上程され、慎重審議の結果、すべて原案どおり可決されました。  
この議会では、昭和五十四年度一般会計補正予算や工事請負契約等、十二議案が可決された主な内容は次のとおりです。

## 市議会第3回定例会

### 一般会計

### 二億二千八百万円を追加

### ・・・十二議案を審議

### 負業者決まる

○契約金額 三億六千三百万円  
○請負業者 不動建設・木村工務店共同企業体

○工事期間 着工 昭和54年9月13日 完了 昭和55年11月29日

不動建設株式会社水戸営業所 水戸市泉町一丁目六一六

株式会社 木村工務店 市内若松二丁目四一八

中学校校舎補修に六百三十万円、石岡中学校外構工事に三百十

万円、私立幼稚園就園奨励補助金に六百七十四万円などが増額されました。

さる七月一日、市内山王台に

お住まいの、大久保とみさんよ

り育英資金として、百万円の寄

附がありましたので、市奨学金

基金に加えるため、条例の一部

を改正しました。

### 百万円の寄附

大久保氏より

さる七月一日、市内山王台に

お住まいの、大久保とみさんよ

り育英資金として、百万円の寄

附がありましたので、市奨学金

基金に加えるため、条例の一部

を改正しました。

新築される市営住宅は、市内

正内台に、PCコンクリート

プレハブ造り、四階建て、延床

面積一二三・三平方メートルで、一戸当たり六九・四三平方

メートルの部屋が六戸できま

す。

星病院除対策事業費に百万円、

商工費では、商店街共同事業費

助金に百三十万円、土木費では、

市道整備事業に一千九百万円、

消防費では、消防機械購入費に三千九十万円、消防費買

收費に三千九十万円、消防費買

## ～老人芸能大会と作品展～

### (市民会館)

#### ■老人作品展

10月30日(火)・31日(水)

両日とも午後1時～  
午後4時

絵画・書道・彫塑・美術  
工芸・写真・手芸品・盆栽  
など

#### ■老人芸能発表会

10月31日(水)午前9時～

民謡・民舞・詩吟  
吟舞など

## 家庭教育講演会

「これからの大勢参加を

### しつけを考える:

◆11月7日(水) 午後1時～3時  
◆市民会館 大講堂  
◆講師、教育評論家 品川孝子先生

幼児・児童をもつ両親の学習  
機会を設けましたので、近隣お  
もふさわしい生活を、豊かにお  
くらなければなりません。

この時期に、子どもに安定感  
をもたせ、基本的な生活習慣を  
確立させたいと思います。

どうつけたらよいか、探つてみ  
たいと思います。

この時期に、子どもに安定感  
をもたせ、基本的な生活習慣を  
確立させたいと思います。

お頼いします。

幼児・児童をもつ両親の学習  
機会を設けましたので、近隣お  
もふさわしい生活を、豊かにお  
くらなければなりません。

この時期に、子どもに安定感  
をもたせ、基本的な生活習慣を  
確立させたいと思います。

お頼いします。

幼児・児童をもつ両親の学習  
機会を設けましたので、近隣お

小林恒吉さん（日本画家）  
市内高浜

小林さんは、市内高浜に帰郷して十年、高浜の自然を描き続けてまいりました。これを記念して、市内の親しい友人たちが発起人となり、記念の画集を作り、小林先生をほげますとともに、なつかか身边に、このようないわゆる機会が少ない方々に、鑑賞をしていただため、作品展を開くことになりました。

この作品展に出品するものはすべて、この数年間に展覧会に出品した大作ばかりで、約十二点展示する予定です。

また、小林さんは制作活動を



◆ 市民会館  
◆ 午前十時～午後四時三十分  
◆ 十月十七日(水)～十一日(日)

する一方、県の夏期美術講座(日本画)や市の絵画教室(日本画水墨画)等の講師として、指導をしておられます。

小林さんは、市内高浜に帰郷して十年、高浜の自然を描き続けてまいりました。

このたび、都美術館で行われた、新興展に「六曲一双」の大作を出品し、文部大臣奨励賞を受賞されました。

## “あわらを描く” 大作品開催

小林恒吉さん（日本画家）  
市内高浜

# 明るい選挙は私たち1人1人の手で

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための、貴重な意思表示です。

これから行わる市長選挙を前に、公正で明るい選挙を実現するために、私たち有権者が心得ておきたい基本的なルールのいくつかを紹介しましょう。

### 候補者などの寄付は全面禁止

## きれいな選挙は“三ない運動”から

### 贈らない、求めない、受け取らない



### 戸別訪問

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否ともを問わず、日常のあらゆる場合についてあります。

この「寄付の禁止」は、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義でもうとも、いつき禁止されています。また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取つたりしてはいけないので、十分注意しましょう。

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否ともを問わず、日常のあらゆる場合についてあります。

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否ともを問わず、日常のあらゆる場合についてあります。

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否ともを問わず、日常のあらゆる場合についてあります。

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出がすんだときから、投票日の前日までです。

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出がすんだときから、投票日の前日までです。

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出がすんだときから、投票日の前日までです。

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出がすんだときから、投票日の前日までです。

### 気勢を張る行為

有権者の注目を集めるために自動車を何台もつらねたり、隊列を組んで往来したり、また、サインを鳴らしたり、チンドン屋を雇うなど、選挙運動のための氣勢を張る行為は禁止されています。

有権者の注目を集めるために自動車を何台もつらねたり、隊列を組んで往来したり、また、サインを鳴らしたり、チンドン屋を雇うなど、選挙運動のための氣勢を張る行為は禁止されています。

有権者の注目を集めるために自動車を何台もつらねたり、隊列を組んで往来したり、また、サインを鳴らしたり、チンドン屋を雇うなど、選挙運動のための氣勢を張る行為は禁止されています。

● 第二者が、いわゆる陣中見舞として候補者に酒や料理を提供すること。

● 候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

● 候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

● 第二者が、いわゆる陣中見舞として候補者に酒や料理を提供すること。

● 候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

</



